

議員提出議案第 六 号

過疎地域振興のための立法措置に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、国土庁長官に意見書を提出する。

昭和六十三年八月十八日 提出

提出者	三朝町議会議員	西村 武津美
賛成者	三朝町議会議員	藤井 佳夫
賛成者	三朝町議会議員	牧田 禎
賛成者	三朝町議会議員	安井 由行
賛成者	三朝町議会議員	河崎 正明

昭和六拾参年八月杏八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

過疎地域振興のための立法措置に関する意見書

過疎地域の振興につきましては、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法、昭和五十五年の過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策事業により人口減少はある程度に緩和され、また各種の公共施設についてもその整備が図られ相当の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域の現状は、過疎地域振興特別措置法の昭和六十五年三月の期限切れを控えて高齢化の進行、社会資本の整備のたち遅れ、産業・雇用面の条件の劣悪等いままなお解決すべき多くの課題が山積している。また、経済・社会の進展に伴い今日的過疎の様相を呈しており、他の地域との格差は依然として解決されるに至っていない。

のみならず、第四次全国総合開発計画が目標としている多極分散型の国土の実現を図るうえからもこれまでの成果を踏まえ自然的、社会的、経済的に厳しい条件下にある過疎町村が今後活力ある豊かで住みよい地域として発展するためには、我々自身の努力もさることながら国をあげての支援措置が不可欠である。

よって、過疎地域振興のため昭和六十五年度を初年度とする特別措置を講じられるようここに強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十三年八月十八日